

埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱

令和５年６月１９日決裁

令和６年６月１７日一部改正

令和７年４月２８日一部改正

（趣旨）

- 第１条 県は、埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和５年６月１９日付け決裁。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- ２ 前項の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

- 第２条 第１条に規定する補助金交付の対象となる経費及び対象経費補助率等は、別表１に定めるところによる。
- ２ 前条において算出した金額に１,０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（申請書の様式等）

- 第３条 規則第４条第１項の規定に基づく申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。
- ２ 補助事業者は、第１項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- ３ 規則第４条第２項第１号から第４号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。
- ４ 規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、

別表 2 に定めるものとする。

- 5 規則第 4 条に掲げる知事が定める交付申請書の提出期日は、別に定めるものとする。

（軽微な変更）

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第 1 の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（交付決定通知書の様式）

第 5 条 規則第 7 条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりにする。

（交付の方法）

第 6 条 補助金の支払い方法は精算払とする。

（重要な変更の承認手続）

第 7 条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第 3 号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

（事業遂行が困難な場合等）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第 9 条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から二十日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、知事は、特に必要があると認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業遂行状況報告等）

第10条 知事は、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告書）

第11条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 補助事業者は、事業の完了後30日以内又は3月15日のいずれか早い時期に、知事に提出するものとする。

3 第4条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（個人情報保護等に係る対応）

第14条 補助事業者は、事業実施に当たり入手した個人情報について、関係法令に基づき適正な管理・利用とその保護に努める。

（暴力団排除に関する誓約）

第15条 補助事業者は、別紙暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書と合わせて提出するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和５年６月１９日から適用する。
- 2 この要綱は、令和６年６月１７日から適用する。
- 3 この要綱は、令和７年４月２８日から適用する。
- 4 改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

事業名	経費	補助率	重要な変更
県産農産物等輸出促進支援事業	海外バイヤー等に向けた県産農産物等のプロモーションに係る経費及び残留農薬検査等に係る経費	1 事業実施主体につき 1 / 2 以内（上限 5 8 万円）	1 事業の中止又は廃止 2 交付決定額の 3 0 % を超える減額 3 対象品目の変更 4 実施要領の別表に掲げる補助対象経費の相互間におけるそれぞれの経費の 3 0 % を超える増減

別表第 2（第 3 条関係）

提出の時期	添付資料
1 交付申請時（第 3 条関係）	1 定款、規約等 2 暴力団排除に関する誓約事項 3 その他知事が必要と認める書類
2 実績報告時（第 11 条関係）	1 事業実施内容に係る支払（予定）が確認できる書類（納品書、請求書、領収書、又はこれに準ずる書類）の写し 2 県産農産物等を仕入れたことが確認できる書類（埼玉県産と書かれた納品書、請求書など） 3 事業実施内容が確認できるもの（写真、成果物の写し等） 4 事業で実施した県産農産物の残留農薬検査等の結果 5 その他知事が必要と認める書類

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 4 条の規定により、関係書
類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円 （1,000 円未満を切捨てた額）

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画

（注）事業の目的及び計画については実施要領第 4 の 1 に基づき提出された別添様式
第 1 号別紙 1 を添付すること。（実績にあたっては、実施要領第 6 の 1 に基づき
提出する別添様式 4 号別紙 1 を添付すること。）

4 経費の配分及び負担区分

（注）経費の配分及び負担区分については実施要領第 4 の 1 に基づき提出された別添
様式第 1 号別紙 2 を添付すること。（実績にあたっては、実施要領第 6 の 1 に基
づき提出する別添様式 4 号別紙 2 を添付すること。）

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

別表第2に掲げるものを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった 年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 支払方法 精算払
- 3 交付の条件
 - （1）補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、埼玉県産農産物等輸出促進支援事業実施要領（令和5年6月19日決裁）に定めるところに従わなければならない。
 - （2）補助事業者は、要綱別表第1の欄に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）（1）又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - （5）補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - （6）補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても適正に管理運営しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載し、他の経理と区分した帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (8) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（令和5年6月19日決裁）第7条の規定に基づき申請します。

記

（注） 記の記載要領は、様式第1号に準ずるものとする。この場合、「補助事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」と書き換え、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 4 号（第 11 条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県産農産物等輸出促進支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

（注）記の記載要領は、様式第 1 号に準ずるものとする。この場合、「補助金交付申請額」は「補助金精算額」に、「事業の目的」を「事業の成果」に、「事業完了予定年月日」を「事業完了年月日」に、「収支予算」を「収支決算」に、「本年度予算額」は「本年度精算額」に、「前年度予算額」を「本年度予算額」に書き換えるものとする。

軽微な変更があった場合には、容易に比較対照できるよう変更部分を 2 段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

様式第 5 号（第 12 条関係）

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした 年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 4 0 年埼玉県規則第 1 5 号）第 1 4 条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（５）補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（６）補助事業を実施するに当たり、法人等が、（１）から（４）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（５）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地：

事 業 者 名：

代表者職・氏名：

参考様式

番 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事 大野 元裕 様

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名
連 絡 先

年度埼玉県産農産物等輸出促進支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号にて補助金交付額の確定を受けた事業について、下記のとおり補助金の精算払を受けたいので、請求します。

記

1 補助金精算払請求額

交付確定額	既受領額	今回請求額
金 円	金 円	金 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座区分	口座番号
普通・当座	
ふりがな 口座名義	